

広告事業に係る公募について（公告）

次のとおり事業者を公募します。

令和 8 年 2 月 26 日

香川県教育委員会教育長 淀谷 圭三郎

1 公募に付する事項

- (1) 事業名 香川県教育委員会ホームページ広告事業
- (2) 広告表示期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 広告等の内容 仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿中「企画・広告・イベント」又は「代理業」に広告代理業務を主たる業務として登録されている者、若しくはホームページ広告について、過去 3 年以内に取扱実績を有する者であること。(過去の広告代理業務の実績を示す資料(契約書写等)を添付してください。)
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成 11 年香川県告示第 787 号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 香川県内に本社(本店)を有する者又は県内に支店、営業所等の事業所を有し、かつ、その長を代理人として香川県と商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 広告代理業務について、3 年以上の営業実績を有する者であること。

(法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが商業登記事項証明書により確認できること。)
- (8) 香川県の県税、法人税(個人にあっては、所得税)、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 応募方法

応募意思表明書等の提出物を香川県教育委員会事務局総務課に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。(期間内必着)

【持参の場合】

(受付期間) 令和8年2月26日(木)から令和8年3月9日(月)まで
(土・日曜日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年2月26日(木)から令和8年3月9日(月) 17:15まで

4 提出物

- ① 応募意思表明書(別添様式)
- ② 過去3年以内に広告代理業務を行ったことを証する書類(契約書写等)
- ③ 過去3か月以内の商業登記事項証明書(応募者が法人の場合)(現在事項全部証明書)
- ④ 住民票抄本(応募者が個人の場合)
- ⑤ 納税証明書(下記のA及びB)
 - A 香川県税(すべての税目)に滞納のない旨の証明書(香川県指定様式)(香川県県税事務所等において発行)
 - B 法人税(応募者が個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書(法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」)
(本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行)
- ⑥ その他参考となる書類(会社概要など)

(注) 香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、上記のうち③及び④、⑤の書類を省略することができます。

5 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。
- (3) 契約前に見積書を提出していただきます。見積金額が、県が定める予定価格を上回り最も高額な者を選定します。なお、見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選を行います。

6 契約書作成の要否

要します。

7 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を見積書提出時に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

8 その他

(1) 応募者は、この公募公告、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県教育委員会ホームページ広告事業実施要領、香川県教育委員会ホームページ広告表示基準、仕様書、契約書案等を熟読の上、応募してください。

(2) 本応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出された書類等は返却しません。

(4) この事業は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じるものとします。

9 応募・照会先

〒760-8582 高松市天神前6番1号

香川県教育委員会事務局総務課 企画・広報グループ

・電話 087-832-3733 (直通)

・FAX 087-806-0233

・電子メールアドレス kyoisomu@pref.kagawa.lg.jp